

意見書案第4号

サツマイモ基腐病の早期究明を求める意見書

サツマイモ基腐病は、台湾、中国、韓国などで発生し、国内では平成30年に初めて沖縄で確認され、次いで鹿児島県、宮崎県をはじめ九州各県でも多く発生し、本年度は場所によっては作付け面積の半数に迫るほどの発生状況であり、生産者に多大な影響を及ぼしている。

本県のサツマイモ作付け面積は全国の3割余りを占め、生産量共に全国一位である。また、歴史的にも関係が深く、気候風土的にも合致し夏場の作物として輪作体系の重要な品目に位置付けられており、本県にとっては今日でも重要な基幹作物である。そして、栄養豊富な、でん粉をはじめ、焼酎の原料、青果用、加工用などに利用されている。

この病害の発生以来、生産現場では国などの支援を受けながら拡大防止に向けて、発病イモの除去、苗消毒、土壌消毒、ほ場の排水対策など、出来る限りの対策を実施している。しかしながら、未だに原因究明には至っておらず、被害は拡大している状況にあり、生産者はもとより関連産業にも大きな影響を与えている現状である。

よって、国におかれては、官民学一体となりサツマイモ基腐病の早期究明にむけて取組を強化されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月17日

鹿児島県鹿屋市議会

衆議院議長 殿
財務大臣 殿

参議院議長 殿
農林水産大臣 殿

内閣総理大臣 殿